

収支内訳書の作成 講習会 開催中止 のお知らせ

例年11月から12月に開催しています「収支内訳書の作成講習会」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止します。

収支内訳書とは、事業所得（農業・営業など）や不動産所得のある方が、収入金額や経費などを記入し、確定申告や住民税申告の際に提出する書類です。収支内訳書の書き方などに「不明な点があります」といふ場合は、市税務課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
市税務課市民税担当（市役所1階）☎32・3821／FAX33・3401
Mail:shiminzei@city.komat.sushima.i-tokushima.jp

いて、国土調査法に基づく地籍調査を実施します。この調査は、一筆ごとの土地の地番、地目、境界、所有者、面積等について、調査、測量を実施し、その結果を土地の登記簿に反映し、調査により作成する地籍図を法務局に備え付けるものです。

調査が完了すると、土地の境界位置を数値データ（座標データ）で管理することが可能となるため、土地の取引等に関するトラブルを未然に防止するとともに、災害発生時においても、容易に土地の境界を復元できるため、迅速な復旧が可能となります。

この調査では、土地の境界

を確認する際に、現地での立ち会いが必要となりますので、土地の所有者および関係者の皆様のご協力をいただけますようお願いします。

※調査の対象となる土地の所有者および関係者の皆様には、立ち会いの日程等に関する案内文書を後日発送します。

【お問い合わせ先】
地籍調査への協力を
お願いします

令和2年度から令和3年度にかけて、中田町字根井にお

Mail:toshiseibi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

小松島市土木施設アドパート事業への参加団体を募集しています

・小学5年生以上の方で構成された団体（※中学生以下の場合は、保護者または監督者の名以上含まれてること）

・小松島市内に住所を有する方、小松島市内の事業所・学校等に勤務・通学する方が、原則5名以上含まれてること。

※令和2年9月現在で、11の企業、団体様に参加いただけています。

方、小松島市内の事業所・学校等に勤務・通学する方が、原則5名以上含まれてること。

※令和2年9月現在で、11の企業、団体様に参加いただけています。

○アドパート事業への参加方法

「参加団体届出書」「年間活動計画書」を提出し、「覚書」を小松島市と締結していただきます。

小松島市が管理する道路、側溝、排水路、河川、公園等の土木施設

○対象施設

小松島市と締結していただきます。

アドパートとは、日本語で「養子縁組」を意味します。アドパート事業は、土木施設を「養子」とみなして、市民団体や企業等が「里親」となって、市と協働して土木施設の清掃、美化を行う制度のことであります。

【お問い合わせ先】

市都市整備課（市役所2階）☎32・2118／FAX33・2104
Mail:toshiseibi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

ダメボリック医薬品低価格化相談してみませんか？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、新薬と同一の有効成分を使って作られ、開発費用が抑えられているため低価格です。なかなか病気・症状に対応したもののが国が厳格な審査を受けて製造・販売されていますが、徳島県の普及率は全国最下位です！
近年、医療費が増大しており、ジェネリック医薬品を選んでいただくことで、家計の負担軽減はもとより、医療保険制度全体の負担が軽減されます。かかりつけ医や薬剤師に相談のうえ、普及に協力ください。

【お問い合わせ先】

市都市整備課（市役所2階）☎32・2118／FAX33・2104
Mail:toshiseibi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

